平成２９年（フ）第７９３号
兵庫県三木市加佐488番地の１
債務者　黒田　幸男
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１２号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番414―402号
債務者　渡辺　隆弘
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１３号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番414―402号
債務者　渡辺　綾子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３５号
神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番19号イーストベル202号室、従前の住所神戸市北区北五葉６丁目８番11号
債務者　上戸　雄士
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４１号
神戸市垂水区南多聞台４丁目13番２―204号
債務者　小原　耕作
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６７号
神戸市東灘区御影本町８丁目14番21号
債務者　田中　弘行
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７６号
神戸市東灘区本山南町３丁目４番５号101号
債務者　青山　　博
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７７号
神戸市東灘区本山南町３丁目４番５号101号
債務者　青山ビルマサンファンこと青山ビルマサンワンこと　ＡＯＹＡＭＡ　ＶＩＬＭＡ　ＳＡＮ　ＪＵＡＮ
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2577番地
石貝団地925号室
債務者　大塚　　章
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目29番29号　恒吉マンション102号
債務者　迫屋　清樹
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７０号
鹿児島県鹿屋市川西町3628番地15
債務者　桑原　　将
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
青森市旭町１丁目９番11号　第５みどり荘Ａ－１
債務者　永澤　昌子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
青森市北金沢１丁目14番３号　対馬アパート１号
債務者　木村　啓子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目65番地５　アーバンパレス横須賀506、申立時の住所神奈川県横須賀市本町２丁目２番地１　505
債務者　伊藤　元治
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２０６号
神奈川県三浦郡葉山町木古庭639番地の８
債務者　川田　良子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５３０号
名古屋市昭和区広路本町３－８　ＢＯＮＮＹ　ＨＩＲＯＺＩ304、住民票上の住所名古屋市北区中丸町３丁目１番地　アーバニア志賀公園三番街６棟703号
債務者　西脇なつき
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６５８号
愛知県小牧市小牧１丁目143番地　市営大輪住宅３棟101号、従前の住所愛知県小牧市小牧１丁目333番地　メゾンルミエール206号
債務者　堀井　広紀
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部